

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者の方の社会復帰・社会参加の促進を目的として、宮城県知事が交付する手帳です。

障害の程度により、1級から3級に区分されます。

申請に必要なもの

申請区分	必要な物	
新規 更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳申請書 ・ 顔写真1枚 縦4cm×横3cm (カラーでも白黒でも可。脱帽) ・ 現在お持ちの手帳 (更新の方のみ) ・ 印鑑 ・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書 ・ 診断書または障害年金証書 <hr/> <p>【診断書で申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の指定する医師の診断書 <li style="padding-left: 20px;">* 初診日から6か月以上経過していないと申請できません。 <p>【障害年金証書で申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害年金証書または最近届いた年金振込通知書または、特別障害給付金受給資格者証または最近届いた国庫金振込通知書 (国庫金送金通知書) の写し ・ 障害年金にかかる照会同意書 	
変更	住所・氏名変更 県内転入 (仙台市以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書 ・ 現在お持ちの手帳 ・ 印鑑 ・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書
	県外 (仙台市) からの転入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書 ・ 障害者手帳申請書 ・ 現在お持ちの手帳 ・ 顔写真1枚 縦4cm×横3cm (カラーでも白黒でも可。脱帽) ・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書

再発行	<ul style="list-style-type: none">・精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書・顔写真1枚 縦4cm×横3cm（カラーでも白黒でも可。脱帽）・印鑑・マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書
-----	---

認定方法

医師の診断書などに基づいて、宮城県が認定します。通常、手帳交付まで1か月から2か月の期間がかかります。

有効期限

手帳の有効期限は2年です。更新する場合は、期限が切れる3か月前から更新申請ができます。お早めに手続き下さい。